

# 10月27日(日)は 宮城県議会議員一般選挙の投票日です

## 伝えよう あなたの思い 投票で

～ 大切な一票 忘れずに投票しましょう ～

投票日	<b>10月27日(日)</b> 時間：午前7時～午後7時 場所：各地区投票所
期日前投票	投票日に仕事や旅行、冠婚葬祭、病気や怪我で歩けない等の理由により投票所へ行くことができない方は、期日前投票ができます。 手続は簡単で、印鑑も不要です。入場券を忘れずにお持ちください。 期間：10月19日(土)～10月26日(土) 時間：午前8時30分～午後8時 場所：七ヶ宿町役場(1階町民ホール)
不在者投票	<b>【他市町村での不在者投票】</b> 選挙期間中に仕事などで町外に滞在している場合等、現に滞在(居住)している他の市町村選挙管理委員会では不在者投票ができます。(事前に投票用紙等の請求手続が必要です) <b>【指定病院等での不在者投票】</b> 宮城県選挙管理委員会が指定する病院・老人ホームに入院(入所)中の方は、病院長等に申し出ると、その病院等で不在者投票ができます。
開票	<b>10月27日(日)</b> 時間：午後8時 場所：七ヶ宿町活性化センター

### ●各地区の投票所

投票区名	対象地区	投票所名	時間
第1投票区	横川	横川集落センター	午前7時～午後7時
第2投票区	関	七ヶ宿町活性化センター	
第3投票区	滑津	滑津公民館	
第4投票区	峠田	峠田公民館	
第5投票区	湯原・稲子	湯原コミュニティセンター	
第6投票区	干蒲	干蒲公民館	
第7投票区	長老	長老公民館	

### ●投票立会人の募集について

期日前投票及び投票日当日の投票立会人を務めてくださる方を募集します。別に配布しておりますチラシをご覧ください。詳しくは下記までお問い合わせください。

●お問い合わせ 七ヶ宿町選挙管理委員会 ☎37-2111

## 消費税引き上げに伴い 各種料金 が変更されます

令和元年10月1日より消費税が8%から10%に引き上げられることに伴い、各種料金を改定します。なお、水道・下水道料金は10月1日以降の最初の検針分は8%が適用され、11月請求分から新料金となります。

### 【水道料金】

●基本料金 (単位：円)

□ 径	現在(内税)	改定後基本料金(外税)	税分	合計
13mm	648	600	60	660
20mm	1,080	1,000	100	1,100

●加入金 (単位：円)

□ 径	現在(内税)	改定後基本料金(外税)	税分	合計
13mm	27,000	25,000	2,500	27,500
20mm	56,160	52,000	5,200	57,200

●従量料金(1㎡あたり) (単位：円)

区分	現在(内税)	改定後基本料金(外税)	税分	合計
一般家庭	133	124	12	136

例 □径13mmの一般家庭で水道10㎡使用した場合の水道料金

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{基本料金} \\ \hline 600\text{円} \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{従量料金} \\ \hline 124\text{円} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{使用水量} \\ \hline 10\text{㎡} \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{消費税} \\ \hline 10\% \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{合計} \\ \hline 2,024\text{円} \end{array} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{請求金額} \\ \hline 2,020\text{円} \end{array}$$

※請求時には、10円未満切り捨て

### 【下水道料金】

(単位：円)

区分	排水汚水量	現在(税込)	改定後基本料金(外税)	税分	合計
基本料金	7㎡まで	925	857	86	943
	8㎡以上10㎡まで	128	119	12	131
超過料金	11㎡以上20㎡まで	133	124	12	136
	21㎡以上50㎡まで	138	128	13	141
	51㎡以上200㎡まで	149	138	14	152
	200㎡以上	154	143	14	157

例 10㎡排水した場合の下水道料金

$$\left( \begin{array}{|c|} \hline \text{基本料金} \\ \hline 857\text{円} \end{array} + \begin{array}{|c|} \hline \text{超過料金} \\ \hline 119\text{円} \end{array} \times \begin{array}{|c|} \hline \text{超過排水量} \\ \hline 3\text{㎡} \end{array} \right) \times \begin{array}{|c|} \hline \text{消費税} \\ \hline 10\% \end{array} = \begin{array}{|c|} \hline \text{合計} \\ \hline 1,335\text{円} \end{array} \quad \begin{array}{|c|} \hline \text{請求金額} \\ \hline 1,330\text{円} \end{array}$$

※請求時には、10円未満切り捨て

●お問い合わせ 農林建設課 ☎37-2113 (担当:梅津・鈴木)

増税に伴いその他料金(施設使用料など)も変更となります。  
詳しくは、各担当課にお問い合わせください。